

居宅(介護予防)サービス計画作成 (変更)依頼届出書作成の留意点



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

令和4年度新設の同意欄について

(宛先) 知多北部広域連合長
上記の支援事業所等に居宅サービス計画作成等を依頼することを届け出す。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

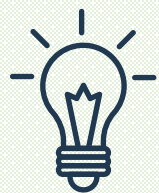
住 所 東海市荒尾町西廻間2番地の1

被保険者
氏 名 広域 太郎 電話番号 (052) 689 - 2263

必ず被保険者本人の住所、氏名、電話番号をお願いします。

居宅(介護予防)サービス計画作成を依頼(変更)する居宅介護(介護予防)支援事業者が居宅介護(介護予防)支援の提供にあたり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 氏名 広域 太郎



空欄の場合、情報提供の同意が得られなかったとみなし、情報提供は行いません。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

裏面のサービスの逆りの理由書について①

サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由①



介護サービスが必要だと判断した、利用者の身体的状況等

サービス利用開始日が遡る場合の理由書

サービス利用開始日	令和 5 年 1 月 1 日から	利用者の 認定通知收受日	令和 5 年 2 月 1 日
認定日	令和 5 年 1 月 31 日	サービス計画届出書 作成日	令和 5 年 2 月 2 日

サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由

脳出血後左半身にマヒが残っており、歩行が困難で見守りが必要だが、家族が日中就労しており見守りが十分でないことから、早急にサービスを利用する必要があったため。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

裏面のサービスの逆りの理由書について②

サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由②



介護サービスが必要だと判断した、利用者の身体的状況等

サービス利用開始日が遡る場合の理由書

サービス利用開始日	令和 5 年 1 月 1 日から	利用者の 認定通知收受日	令和 5 年 2 月 1 日
認定日	令和 5 年 1 月 31 日	サービス計画届出書 作成日	令和 5 年 2 月 2 日

サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由

独居だが認知症が進行し、徘徊により近隣住民とのトラブルが生じ、
早急にサービスを利用する必要があったため。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

裏面のサービスの逆りの理由書について③

サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由で指摘対象となる事例①

サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由

元々通所リハビリを利用しており、継続する必要があったため。



- ・アセスメントを実施したか疑義が生じます(従前のプランを引き継いだだけに見えます)。
- ・具体的に継続の必要性があった状態像を記載します。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

裏面のサービスの逆りの理由書について④

サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由で指摘対象となる事例②

サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由

家族に介護疲れがあり、ショートステイを希望したため。



- ・家族に言われるままサービス利用をしているように見えます。
- ・介護疲れの原因となっている、利用者本人の状態像を記載します。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

裏面のサービスの逆りの理由書について⑤

サービス開始日を遡る理由等

サービス利用開始日が遡る場合の理由書			
サービス利用開始日	令和 5 年 1 月 1 日から	利用者の 認定通知收受日	令和 5 年 2 月 1 日
認定日	令和 5 年 1 月 31 日	サービス計画届出書 作成日	令和 5 年 2 月 2 日
サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由			

サービス開始日を遡る理由等（※該当する項目の番号に○印をつけてください。）

1

利用者からの認定結果の連絡が 令和5 年 2 月 1 日であったため、提出が遅くなった。

2 利用者からの認定結果の連絡が 年 月 日にあったが、サービス計画作成依頼届出書作成日の調整ができなかったため、提出が遅くなった。

3 その他(具体的に事由を記載してください。)



提出が
遅れた理由

裏面のサービスの逆りの理由書について⑥

サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由で指摘対象となる事例③

サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由

認定結果が1月31日で、それまで結果を待っていたため



- ・サービス開始日を遡る理由等と混同しています。
- ・この内容は下の項目に記載します。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合